

新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ

- 引上げ後の消費税率で新たに住宅を取得された方については、国の支援制度を受けられる場合があります。
- 支援制度を利用する場合は、所定の申請手続を行う必要がありますのでご注意下さい。

支援制度1

住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）

- 住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1%を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。
- **10年間継続して控除を受けることができるため、大きな減税効果があります。**
- 消費税率の引き上げに伴い制度を大幅に拡充しました。

（注）消費税率5%で住宅取得される場合でも利用可能です（減税効果は少なくなります）。

要件について

対象住宅等について床面積等の要件があります。

対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

国土交通省又は国税庁のホームページをご覧下さい。

制度利用方法

取得住宅に入居した年の次の年の確定申告で申請して下さい。
住宅ローン借入者毎に適用されます。

支援制度2

すまい給付金

- 自らが居住する住宅を**新消費税率で取得された方**に対し給付金を交付する新たな制度です。（注）消費税率5%で住宅取得する場合は給付対象外です。
- 給付金額は、**住宅取得者の収入に応じて決まります。**（下表参照）。

給付額について（消費税率8%時）

給付額は下表の給付額に登記上の持分割合を乗じた額となります。

| (参考)収入額の目安 | 住民税(都道府県)所得割額 ^注 | 給付額 |
|---------------|----------------------------|-------------|
| 425万円以下 | 6.89万円以下 | <u>30万円</u> |
| 425万円超475万円以下 | 6.89万円超8.39万円以下 | <u>20万円</u> |
| 475万円超510万円以下 | 8.39万円超9.38万円以下 | <u>10万円</u> |

注 神奈川県の場合は左表と異なります。

要件について

対象住宅等について床面積や検査等の要件があります。

対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

すまい給付金ホームページ又は電話問い合わせ窓口まで（下記参照）。

制度利用方法

引渡しを受けてから**1年以内に郵送又は窓口で申請**することが必要です。

住宅取得者毎に申請して下さい（事業者等による手続代行も可能）。

※ 申請先・申請方法については、すまい給付金ホームページをご参照下さい。

[すまい給付金ホームページ] <http://sumai-kyufu.jp/>

[電話問い合わせ窓口] 0570-064-186

※ 上記以外にも利用可能な支援制度がある場合があります。



国土交通省